

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年3月3日

今治市監査委員 木原盛展
同 近藤博

監査対象機関	監査結果報告書の日付
健康福祉部 健康福祉政策局 福祉政策課	令和8年1月16日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 ボランティア活動保険契約について、契約締結は市長の職務権限であるが、加入対象者名で契約しているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 社会福祉士などの資格職について、計画的な職員採用について人事課と継続して協議されたい。また、職員の資格取得や育成についての方策も併せて検討し、福祉サービスの質の維持・向上に努められたい。</p> <p>2 避難行動要支援者の個別避難計画について、一人でも多くの個別避難計画を速やかに作成できるよう継続して取り組まれたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 契約者名については、市長名とするよう運用を改めました。あわせて、ボランティア活動保険契約手続きに関するマニュアルを作成し、担当者が参照できる体制を整えました。</p>	

(意見)

- 1 人事課と社会福祉士等の資格職の計画的採用を継続して協議するとともに、職員の資格取得支援や育成方策を検討し、福祉サービスの質の維持・向上に努めます。

- 2 避難行動要支援者の個別避難計画については、委託事業者向け説明会を通じて必要性を丁寧に伝え、受託率の向上を図ります。また、単位自治会へ積極的に向き、出前講座を実施することで、住民主体による個別避難計画づくりを一層促進してまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 介護保険課	令和8年1月16日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 包括的支援事業等業務委託の一部業務について、契約規則に則った検査が実施されていないものが見受けられたので、適切な事務執行をされたい。 2 保有個人情報開示手続において、受付から開示決定までの期間が今治市個人情報保護法の施行等に関する条例に定める期間を超えており、かつ同条例に定める延長手続もとれられていない事例が見受けられたので、適切な事務執行をされたい。 3 住民主体型訪問サービス事業補助金について、交付要綱に定める実績報告が未提出であるなど、手続が適正に実施されていないものが見受けられたので、適切な事務執行をされたい。 4 今治市介護保険住宅改修支援事業費交付要綱に基づく支援事業費の交付申請手続について、要綱に則った適正な手続が行われていないものが見受けられたので、速やかに要綱改正を実施するなど、適切に事務処理を行われたい。 <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今治市みまもり愛ネットワーク事業において、現状ではまだ、アプリダウンロード数が少ないため、今後、より広く強いネットワークの構築を目指し、更に事業の周知に努められたい。 なお、令和8年9月末現在のダウンロード数の状況を再度報告されたい。 2 介護認定審査会資料電子化事業について、専用タブレットの導入等により、ペーパーレスをはじめとするデジタル化への対応の基盤をつくることのできた。今後、専用タブレットの活用を広げていく中で、介護認定申請から決定までの期間を少しでも縮めていくなど、その効果を更に広げていくことに、より一層努められたい。 3 U I J ターン介護福祉士支援事業費補助金について、市外に対して積極的な情報発信をされたい。また、同様の補助金（看護師、保育士等に対するU I J ターン補助金）を行っている課、移住担当課、都市部でイベント等を行っている課等との連携もあわせて検討されたい。 	

(措置の内容)

(指摘)

- 1 今後は、全ての業務について委託業者から必要書類を提出させ契約規則に則った検査を適正に行うとともに、次回以降の契約書について、検査に関する事項を追加するなど、内容の見直しを行います。
- 2 今治市個人情報保護法の施行等に関する条例に定める期間をはじめ事務処理マニュアルの再確認を行い、条例に則った適正な事務処理の徹底を図るとともに、複数職員による確認を徹底し再発防止に努めます。
- 3 補助団体に対して実績報告を求めるとともに、補助金申請の手順について整理し、改めて周知徹底を図りました。
- 4 令和8年2月1日付で今治市介護保険住宅改修支援事業費交付要綱の改正を行っており、今後は要綱に基づいた適切な事務処理を進めます。

(意見)

- 1 今治市みまもり愛ネットワーク事業において、銀行・警察・消防・消防団に赴き、みまもり協力者としての登録（アプリのダウンロード）を依頼しました。また、認知症サポーター養成講座や各種教室・イベント等での登録呼びかけ、介護事業所や医療機関等への登録依頼も実施しており、より広く強いネットワークの構築を進めています。
- 2 今後は、介護認定審査会資料電子化事業にて導入した専用タブレットを活用し、介護認定審査委員をはじめ関係機関等と協議しながら介護認定審査会のオンライン化を推進し、介護認定申請から決定までの期間短縮に向け、事業効果のさらなる向上に努めていきます。
- 3 今治市エッセンシャルワーカー（看護師・保育士・介護福祉士等）UIJ ターン支援事業について、制度周知を強化するためチラシを作成しております。今後は、市外在住者に対する積極的な情報発信を行うため、地域振興課が実施する移住フェアや、i.i.imabari!推進課が実施する「いまばりの集い」等の都市部イベントにおいてチラシ配布を行うほか、関係課と連携し、効果的な周知方法についても検討を進めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 障がい福祉課	令和8年1月16日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 成年後見人等報酬助成について、要綱で規定された交付要件の充足を書面で確認できないものが見受けられたので、適切な事務執行をされたい。(成年後見人等の資格、本人の生活状況)</p> <p>(意見)</p> <p>1 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の利用は増加傾向にあり、支出額の拡大が続いている。サービスの充実は、障がいのある子どもとその家族の生活を支えるうえで極めて重要であるものの、支出額の拡大がこのまま持続することは財政面への影響が大きいと考えられる。今後も安定的に支援を提供するために、質の担保と財政的持続可能性の両立ができるような取組を検討されたい。</p> <p>2 指定管理施設について、いずれも改修の可否や範囲に関する事業者との協議が進んでいない様子が見受けられた。</p> <p>意思決定の遅れは、改修範囲や費用負担の調整を困難にし、コスト増加や事業遅延を招く恐れがある。現状のままでは改修を余儀なくされる可能性があるため、基本方針を早急に決定されたい。</p> <p>3 安否確認電話等サービス業務委託について、見守り推進員による見守り事業（福祉政策課所管）への一本化について前向きに検討されたい。</p> <p>なお、福祉政策課と協議後、協議結果を報告されたい（報告期限：令和8年度末）。</p> <p>4 今治市障がい者団体連合会交付金については、一部支部で活動が実施されておらず、交付金の返還に至る等、団体の活動状況が市で適正に把握されているとは言い難い状況が見受けられたので、各支部の状況を確認の上、事業が実際に実施されているか確認できる体制を整備されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 成年後見人等報酬助成に係る申請者が司法書士等の有資格者であることが確認できる書類を添付するとともに、本人の生活状況を起案書に示し、事務執行いたします。</p>	

(意見)

- 1 市独自の支給決定基準について検討し、療育の必要性に基づいた客観的かつ適正な支給量決定の徹底に努めることで、財政負担を考慮すると共に、支援を必要とする世帯に質の高いサービスを安定的に提供し続けられる持続可能な支援体制の構築に取り組んでまいります。

- 2 指定管理施設については、各事業者と協議を進め、改修の可否や範囲を早期に調整し、コストの増加等にならないようにします。また、基本方針についても、令和7年度中に決定いたします。

- 3 当該業務について、今年度においては利用者がなく、単独で当該業務を実施することの必要性について疑義が生じています。今後の在り方について、業務の廃止や福祉政策課事業との統合について福祉政策課と協議を行います。

- 4 今治市障がい者団体連合会理事会等において、各団体の活動状況を報告してもらうなど、事業実施状況を確認いたします。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 生活支援課	令和8年1月16日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 文書管理システムにおいて、保存年限が1年でないと思われる多くの文書が1つのファイル（庶務関係、保存期間1年）に乱雑にまとめられていたので、文書の種類、保存期間等でファイルを分類し適切な文書管理に努められたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 文書の種類・保存期間等により、適切にファイルを分類し管理していく。庶務関係について保存年限が5年、10年のファイルを追加した。また、電子決裁起案の際に文書ファイル基準表に基づいて適切な文書ファイルに紐づけるよう課内で周知を図った。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 健康推進課	令和8年1月16日
<p>(監査の結果)</p> <p>(意見)</p> <p>1 UIJターン看護師等支援事業費補助金について、市外に対して積極的な情報発信をされたい。また、同様の補助金（介護福祉士、保育士等に対するUIJターン補助金）を行っている課、移住担当課、都市部でイベント等を行っている課等との連携もあわせて検討されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(意見)</p> <p>1 制度の周知を図るため看護師、介護福祉士、保育士等の3職種による合同チラシを作成しており、「移住フェア」や「いまばりの集い」などのイベントにおいて配布を検討しております。併せて、インターネット上には、今治市移住・定住・交流ポータルサイト「いまばり暮らし」への掲載を行います。</p> <p>今後も、関係部署と連携し、市外に向けた効果的な情報発信に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
健康福祉部 健康福祉政策局 保険年金課	令和8年1月16日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国庫支出金及び県支出金の調定日については、交付決定通知書の收受日をもって整理することになっているが、不適切な処理が確認されたので、適正に事務処理されたい。 2 国民健康保険はり・きゅう施術規則第13条第2項に基づき、請求書は翌月20日までに提出する必要があるが、提出期限を超過したものや請求金額を訂正しているものが見受けられた。適正に事務処理されたい。 3 今治市子ども医療費受給資格者証、重度心身障害者医療費受給資格者証及びひとり親家庭医療費受給者証の交付についての決裁が月締めで事務処理後に行われている事例が見受けられた。適切に事務処理されたい。 <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険年金課のホームページを確認すると、情報が更新されていないものやリンクが無効になっているものがあつたので速やかに更新されたい。また「こどもと高齢者の医療」のページについて、窓口で配付している資料を掲載するなど、更なる情報の充実を図られたい。加えて、特に返還金が生じるケースについても分かりやすく掲載し、市民に誤解や不利益が生じないよう情報提供されたい。 2 特定健診の受診率向上には、インセンティブ施策（おこめ券、Pay Pay 商品券の配布）が一定の効果を示した。しかし、今後、生活習慣病の発症予防や早期発見、重症化防止につなげる健診の意義を、なお一層広く知っていただくことが重要である。現在取り組まれている啓発活動については一定の評価をするものの、更にインセンティブ施策の効果検証を継続し、これらと連動した啓発活動を一層充実させることで、持続的な受診率向上策を講じられたい。 3 特定健診受診率向上を目的としたおこめ券やPay Pay 商品券の配布において、健診受診後に保険資格が変更された場合の対応方針が事前に明確化されていないことが確認された。こうした事案に備え、対応方針を速やかに整理されたい。 	

(措置の内容)

(指摘)

- 1 国庫支出金・県支出金の調定については、当初の交付決定通知書を收受した日付で起票することを課員全員が認識し、今治市会計規則及び出納室が作成している今治市会計事務の手引き～収入編～を習熟したうえで、決裁の際は、交付決定通知書の收受日が調定の起票日となっているかどうかを複数名で確認する体制に改めます。
- 2 ご指摘のとおり、規則に基づき適正に処理いたします。期限内の提出を厳守するように改めて鍼灸師会へ指導するとともに、期限が近付いている場合には提出を促すようにいたします。
- 3 ご指摘のとおり、受付当日に決裁ルートへ回付することを課内ルールとして整備します。繁忙期は補助担当者を配置する等、決裁遅延を防止します。

(意見)

- 1 保険年金課のホームページについて、情報が更新されていないものやリンクが無効になっているものがないよう、定期的に確認するようにいたします。
子ども医療のホームページについては、ネウボラ政策課の「子育て情報ポータルサイトの作成」にあわせて、内容を協議中です。それに併せて内容の見直し、修正を行います。
- 2 保険年金課では、次の取組を積極的に進めています。
 - ・受診勧奨通知において、インセンティブ（おこめ券・PayPay 商品券）の配布内容を明記し、あわせてひさやま元気予報など疾病発症リスクや早期発見・早期治療の重要性を記載し、健診のメリットをわかりやすくお知らせしています。
 - ・集団健診会場では、インセンティブ（おこめ券・PayPay 商品券）配布時に健診結果に基づく保健指導を実施し、生活習慣改善を促しています。
 - ・健診後には、必要に応じて医療機関への受診勧奨や個別保健指導を行い、市民の健康保持に努めています。
 - ・さらに、医師会との連携や各種保健事業を組み合わせ、継続的な啓発活動を推進しています。令和8年度においても、新規事業を予算要求予定です。今後も、インセンティブ施策の効果検証を継続し、より効果的な啓発活動と組み合わせることで、持続的な受診率向上策を講じてまいります。

- 3 健診受診後に保険資格が変更された場合の対応について、対応方針を定めま
す。決定した方針は事務処理マニュアルに明記し職員間で統一した対応がとれる
よう運用します。